明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○郵便切手類模造等の許可に関する省令の一部を改正する省令（総務一二〇）　一
○押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（農林水産八三）　二
○包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の日英特恵輸入証明書に関する省令（同八四）　一三
〔告　示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務四〇九）　一三
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同四一〇）　一三
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（厚生労働三九四）　一五
○押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係告示の一部を改正する告示（農林水産二四四五）　一六〇
○低騒音型建設機械の指定に関する件（国土交通一五四四）　一六七
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（同一五四五）　一六八
〔公　告〕
諸事項
官庁
特別支給手続開始決定関係　一六九
裁判所
破産、免責、再生関係　一七九
特殊法人等
日本放送協会落札、弁理士登録関係　二〇二
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　二〇六
会社その他
会社決算公告　二〇六

省令

○総務省令第百二十号

郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）第一条第二項の規定に基づき、郵便切手類模造等の許可に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十一日

総務大臣　武田　良太